

資料提供

提供年月日：令和3年（2021年）7月16日

所属名：文化スポーツ部文化財保護課

担当者名：参事兼記念物係長 大崎哲人

内線：4674

電話：077-528-4674

E-mail：sd00@pref.shiga.lg.jp

文化財保存活用地域計画の認定について

本日、7月16日（金）に開催された国の文化審議会の文化財分科会において、近江八幡市、高島市、多賀町の文化財保存活用地域計画の認定が文化庁長官に答申され、これを受け、同日、文化庁長官により認定されましたのでお知らせします。

県内では、これにより合計5市町の文化財保存活用地域計画が国に認定されたこととなります。

なお、案件の詳細につきましては、各市町がそれぞれ対応しますので、よろしくお願い致します。

記

【認定される文化財保存活用地域計画】

(1) 近江八幡市文化財保存活用地域計画

担当：近江八幡市総合政策部文化観光課文化財保護グループ 才本

電話 0748-36-5529

(2) 高島市文化財保存活用地域計画

担当：高島市教育委員会事務局文化財課 山本

電話 0740-25-8559

(3) 多賀町文化財保存活用地域計画

担当：多賀町教育委員会文化財センター 音田

電話 0749-48-0348

【文化財保存活用地域計画】

- ・文化財保護法に基づく文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画で、市町村が作成し文化庁長官が認定するものです。
- ・この計画を実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制が構築され、文化財の確実な継承が図られることが期待されます。
- ・これまで県内では、令和2年7月17日に草津市と甲賀市の文化財保存活用地域計画が認定されています。